

## 第 223 回 情報公開審査会全体会 会議録

- 1 日時 令和 4 年 7 月 1 日 (金) 午前 11 時から午前 11 時 30 分まで
- 2 方法 MicrosoftTeams によるウェブ開催
- 3 出席者
  - (委員)  
奥村委員、小谷委員、小林委員、重本委員、玉田委員、村田委員
  - (事務局)  
巽行政部長、東公開制度等担当課長、佐藤公開制度等担当課長代理、中尾担当係長、田原係員
- 4 議題
  - (1) 会長の選出及び会長代行の指名について
  - (2) 部会の設置及び部会長の指名について
  - (3) 情報公開審査会の運営状況について
  - (4) その他

### 5 会議内容

#### 【東公開制度等担当課長】

皆様お揃いでございますので、全体会を始めさせていただきます。

総務局行政部公開制度等担当課長の東でございます。よろしくお願ひいたします。

皆様方には、情報公開審査会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

本日は、委員の改選後、初めての審査会となりますので、新会長が選出されるまで、私の方で進行を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

さて、議事に入ります前に、まず、本日の議題につきまして、公開・非公開の取扱いを説明させていただきます。

大阪市情報公開条例第 28 条では、審査会の審査請求に係る案件の調査審議の手続きについては非公開で行うこととしておりますが、本日の審査会においては審査請求に係る案件の調査審議を行わないところであり、本市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に定める、(1)個人に関する情報等を取り扱う場合、(2)行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合、(3)会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合のいずれの非公開事由にも該当しないため、本日の議事については公開で行うこととさせていただいております。

公開の方法は、「同指針」にそって、ウェブ会議の映像及び音声を視聴場所において放送することにより行うこととし、本日は大阪市役所本庁舎地下 1 階の会議室において行う予定ですが、本日は、視聴者ははおられません。

ただいまより第 223 回大阪市情報公開審査会全体会を開会します。本日の審査会はウェブ会議により行います。

この度の委員の異動に係るご報告でございますが、川島委員、島田委員、曾我部委員、野田委員、長谷川委員の 5 名におかれましては、この 6 月 30 日をもちましてご退任されました。

新たに、弁護士の奥村裕和委員、同志社大学政策学部准教授の小谷真理委員、弁護士の小林美紀委員、大阪公立大学法学研究科准教授の重本達哉委員、関西大学法学部教授の村田尚紀委員の 5 名を審査会委員としてお迎えしております。

また、弁護士の玉田裕子委員には、引き続き審査会委員をお願いしております。

それでは、ウェブ会議への参加確認のため、恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしていただいて、応答願います。

奥村委員どうぞよろしくお願ひいたします。

**【奥村委員】**

はい、よろしくお願ひします。

**【東公開制度等担当課長】**

小谷委員どうぞよろしくお願ひいたします。

**【小谷委員】**

よろしくお願ひいたします。

**【東公開制度等担当課長】**

小林委員どうぞよろしくお願ひいたします。

**【小林委員】**

はい、よろしくお願ひします。

**【東公開制度等担当課長】**

重本委員どうぞよろしくお願ひいたします。

**【重本委員】**

はい。

**【東公開制度等担当課長】**

村田委員どうぞよろしくお願ひいたします。

**【村田委員】**

よろしくお願ひします。

**【東公開制度等担当課長】**

玉田委員どうぞよろしくお願ひいたします。

**【玉田委員】**

よろしくお願ひいたします。

**【東公開制度等担当課長】**

以上で、本日の審査会での全委員の出席が確認できました。

次に、事務局の出席者を紹介させていただきます。

(東公開制度等担当課長から、巽行政部長、佐藤公開制度等担当課長代理、中尾担当係長、田原係員の順に紹介)

**【東公開制度等担当課長】**

なお、審査会の庶務につきましては、担当係長の中尾、係員の田原が担当させていただきますので、宜しくお願ひいたします。

ここで、総務局行政部長の巽から一言ご挨拶申し上げます。

**【巽行政部長】**

行政部長の巽でございます。

本日は、大変お忙しい中、情報公開審査会の全体会にご参加賜り、ありがとうございます。

引き続きお願ひしております玉田委員に加えまして、新たに奥村委員、小谷委員、小林委員、重本委員、村田委員の5名の委員の皆様をお迎えし、本日から新たな体制がスタートしました。

委員の皆様には、この後、会長の選出及び会長代行の指名、また、部会の設置及び部会長の指名を行っていただき、新たな審査体制を整えていただきたいと思っております。

新たな体制が整いましたら、審査会の運営方法につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

審査請求案件につきましては、昨日現在で、継続審議案件が86件と多数に上っております、なかでも特定の方からの審査請求が半数以上を占めております。

私ども事務局といたしましても、同一の方の同様の趣旨の案件を一括してご審議いただくななど工夫を凝らし、効率的な審議のサポートに努めてまいりますので、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

以上でご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**【東公開制度等担当課長】**

それではまず、審査会の会長の選出をしていただきたいと存じます。

審査会規則第2条第1項の規定により、審査会の会長は委員の皆様方の互選により定めていただることとなっております。

どなたかご意見はございませんでしょうか。

**【重本委員】**

すみません、重本からよろしいでしょうか。

**【東公開制度等担当課長】**

重本委員、お願いします。

**【重本委員】**

皆様、情報公開にお詳しい先生方ばかりかと思いますが、とりわけ、大阪市の情報公開制度につき前期より引き続きご担当いただいている、玉田先生にご指導いただければと思いますので、会長をお引き受けいただければありがたく存じます。よろしくお願ひします。

**【東公開制度等担当課長】**

ありがとうございます。ただ今、重本委員から、玉田委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか？

**【各委員】**

異議なし。

**【東公開制度等担当課長】**

ありがとうございます。では、ご異議がないようですので、会長は玉田委員にお願いしたいと思います。

玉田委員、よろしいでしょうか。

**【玉田委員】**

はい、引き受けさせていただきます。

**【東公開制度等担当課長】**

どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、恐れ入りますが、玉田会長、ご挨拶をお願いいたします。

**【玉田会長】**

弁護士の玉田と申します。

力不足かもしれません、皆様のお力をいただいて、円滑な審査を進めていきたいと思つ

ております。皆様どうぞよろしくお願ひします。

**【東公開制度等担当課長】**

ありがとうございます。

それでは、玉田会長、以後の議事進行をよろしくお願ひします。

**【玉田会長】**

それでは、審査会規則第2条第3項の規定に基づき、会長代行の指名を行います。

会長代行につきましては、小谷委員を指名したいと存じます。

小谷委員、お引き受けいただけますでしょうか。

**【小谷委員】**

お引き受けさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

**【玉田会長】**

それでは、小谷委員、会長代行をよろしくお願ひいたします。

一言ご挨拶をお願いいたします。

**【小谷委員】**

初めまして。同志社大学の小谷でございます。初めて大阪市の情報公開委員を務めまして不足するところも多いかと存じますが、委員の先生方、事務局のお力添えをいただきながら精一杯務めたいと存じます。よろしくお願ひします。

**【玉田会長】**

小谷委員ありがとうございます。

次に、情報公開条例第22条の規定に基づく部会の設置について審議したいと存じます。

部会は、同条の規定により審査会が指名する委員3人以上をもって構成することとされております。

審議未着手の不服申立て案件が依然として多数ございますので、これまでと同様、2つの部会を設置したいと思います。

第1部会はわたくし玉田と、小林委員、重本委員で、第2部会は小谷会長代行と、奥村委員、村田委員で審議を行いたいと思います。

皆様の意見は、ございませんでしょうか。

**【各委員】**

(意見なし)

**【玉田会長】**

ご異議がないようですので、本案により部会を設置し、各部会において諮問案件の調査審議をしてまいります。

**【玉田会長】**

次に、審査会規則第4条第1項の規定に基づき、各部会に属する委員から当該各部会の部会長を指名させていただきたく存じます。

1部会につきましては、私が部会長を務めさせていただき、2部会につきましては、小谷会長代行に部会長をお願いしたいと存じます。小谷委員、お引き受けいただけますでしょうか。

**【小谷委員】**

はい、承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

【玉田会長】

それでは、小谷委員、会長代行と合わせて第2部会の部会長をよろしくお願ひいたします。

【玉田会長】

次に、事務局から情報公開審査会の運営状況について説明をお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

お手元の資料3をご覧ください。

審査会審議の流れについて、ご説明をさせていただきます。

審査会の審議手順につきましてですが、審査請求の諮問案件の審議を主に行っております。審議の流れについては、おおむね次のとおりでございます。

審査請求審議の流れということで、まず審査請求があり、実施機関から諮問がなされ、実施機関意見書・審査請求人反論書でそれぞれの見解を述べる機会を与え、論点整理を行います。必要に応じて実施機関理由説明を行い、審査請求人の意見陳述を行い再度、論点整理を行い、最終的に答申案のご審議をいただくという運びとさせていただいております。流れについては資料3の①～⑦のとおりでございますので、ご確認いただけたらと思います。

各回の審議については、1案件について数回実施し、答申を作成することになります。基本的には事務局でその案を作成しご審議をいただくことになります。それに先立つ論点整理につきましても、都度、事務局で整理をいたしますので、委員のご指示若しくは審査請求人の反論に応じて何度か繰り返すこともございます。

1回の審議では、1案件を集中的に審議するのではなく、処理を迅速化するため、複数の諮問案件を並行して審議をさせていただいています。

おおむね1案件の審議時間は30分～1時間程度とし、1回で3～4案件程度を審議いただいております。

審議資料につきましては、論点整理に係る資料及び答申案について前日にメールでお送りさせていただいております。また、参考の場合は、審議資料を、審査会事務局が準備したパソコンでご覧いただくことで進めさせていただきます。

先ほど、部長から説明がございましたが、審査請求件数と処理状況の推移ということで、平成29年度以降の状況を資料4にまとめております。

過年度の繰越ということで、令和4年度につきましては、70件繰越がございまして、新規件数が26件、諮問件数が96件ということで、現時点で86件の処理が残っているということになっております。

86件の残件数のうち、同一人による審査請求が46件、全体の53.4%を占めているので、同一人に係る案件は一括して審議を行いたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

続きまして資料5-1をご覧ください。情報公開審査会の運営については、今回のようにウェブ開催による方法を基本とさせていただきたいと考えております。ただし、審査請求人口頭意見陳述が予定されている回次については、市役所本庁舎において開催することを考えております。

審議資料につきまして、審議を迅速に行うために、審査会事務局よりメール又は大容量ファイル送信サービスを利用して事前送付をさせていただきます。

事前送付する資料は、同一案件の前回までの全ての審議資料と合わせてお送りし、送付した資料については、当該審議案件の答申後、各委員において速やかに削除していただきたいと考えております。

会議のペーパーレス化ということで、口頭意見陳述のある場合など市役所本庁舎で審査会を行う場合で、直前に提出された資料がある場合を除きまして、原則として紙資料の机上配付は行いませんので、データでご覧いただければと思っております。

資料5-2をご覧ください。先ほどもありました資料の送付につきましてご説明させていただきます。

各委員に対する資料の送付については、事前に、メールまたは大容量ファイル送受信サー

ビスを利用して行わせていただきます。メールによる送付につきましては、ファイルにパスワードを設定し、当該パスワードをファイル送信とは別のメール、口頭又は郵送で委員に伝達をさせていただきます。

大容量ファイル送受信サービスにつきましては、ダウンロードパスワードとは別に、ファイルにパスワードを設定し、当該パスワードをファイル送信とは別のメール、口頭又は郵送でお送りするということにさせていただきます。

大容量ファイル送受信サービス利用の手引きというのを本市で定めておりまますので、これによる情報セキュリティ実施手順を順守するということになっております。手順等は裏面にございますので、後ほどご確認いただければと思います。

各委員における注意事項ですが、受け取ったファイルを保有する端末は、OSのバージョンアッププログラムが公開された場合は速やかに適用していただき、受け取ったファイルを保有する端末は、ウィルスチェック用のソフトウェアを導入し、パターンファイルを最新の状態に保つように努めていただきますようお願いいたします。

運用面につきまして、上記の方法により受け取ったファイルは、当該審議案件の答申後、各委員において端末から速やかに削除いただきたいと考えております。

また、保有している間も、委員以外の方の目に触れることがないようご留意いただきたいと思います。

また、パスワードにつきましては、委員以外の者に開示しないようお願いいたします。

裏面につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

資料6-1としまして、大阪市情報公開条例を付けておりますので、後ほどご確認いただければと思います。資料6-2につきましても、大阪市情報公開審査会規則ですのでこれも後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【玉田会長】

特にご質問等はございませんでしょうか。

### 【各委員】

(質問等なし)

### 【玉田会長】

特にないようでしたら、続いて、事務局よりその他事項について、報告をお願いします。

### 【東公開制度等担当課長】

その他事項としまして資料7の日程をご覧ください。

全体会を本日7月1日に行いましたので、第1部会につきましては7月19日火曜日10時から12時ウェブ開催を予定しております。その後8月10日水曜日13時30分から15時30分、9月21日水曜日13時30分から15時30分の3回を予定しております。

第2部会につきましては、7月27日水曜日13時30分から15時30分ウェブ開催を予定しております。その後8月25日木曜日13時30分から15時30分、9月8日本曜日13時30分から15時30分。各部会の2回目以降の審査については、いずれも会議室、開催方法については未定でございます。

### 【玉田会長】

ありがとうございます。

これまでのところで質問等はございませんでしょうか。

### 【各委員】

(質問等なし)

【玉田会長】

以上で第 223 回情報公開審査会全体会を終わります。